

政策大綱 5 産業・雇用

地域資源を活かした、
にぎわいと活力のあるまち

5-1

農業の振興

10 年後の
目指す姿

- 意欲ある農業者や組織・法人による持続的な農業経営が進んでいます。
- 農地の効率的な活用が進み、多様な農作物の生産が盛んにされています。

5 年間の
取組の方針

- 持続的な農業経営のための基盤整備を推進します。
- 遊休農地の活用を促進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
認定農業者数 <small>〔持続的な農業経営に取り組む農業者の状況を測る指標〕</small>	認定者数	84 経営体	100 経営体	115 経営体
遊休農地面積割合	旧農家台帳	11.03%	9%	8%

現状と課題

- ・本市の農業は、水稻を中心として、梅などの果樹、豚などの畜産、多種多様な野菜栽培などが行われています。近年は、農業者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、農業従事者が減少する一方、遊休農地や不在地主による荒廃農地が増加しています。
- ・遊休農地所有者等に対して農業委員会による意向調査を実施し、耕作、貸付などの確実な利用を促進しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するためには、その基本となる「人」と「農地」の問題を一体的に解決することが必要です。平成 24 (2012) 年度から始まった国の事業「人・農地プラン」に基づき、本市では地域や集落の話し合いにより「安中地区プラン」「松井田地区プラン」「小日向地区プラン」の 3 プランを策定しました。プラン推進にあたって、農地の集積や集約化と有効利用、農業経営の効率化を図ることが必要です。
- ・本市はかつて養蚕業が盛んであり、市内には日本で唯一、通年稼働する製糸工場があります。しかし、養蚕農家の高齢化や後継者不足により、平成 29 (2017) 年の養蚕農家数は 22 戸となっています。近年、富岡製糸場と絹産業遺産群が世界遺産となったことをうけ、養蚕への関心が高まっており、県内産の繭の需要増加が見込まれています。このような流れを捉えた、養蚕業の振興が求められています。

施策展開の方向

1 農業土地基盤の整備を推進します。

◆多面的機能の保全

農業者や市民と行政の協働により、農地と農業基盤が果たす環境保全や景観形成等の多面的機能の保全を図ります。また、農業用水への生活雑排水の流入を防止し、水質保全に努めます。

◆土地改良事業の推進

田畠（ほ場）については、区画整理や農道整備を推進し、優良農地の保全、農地の合理的利用、作業の効率化を図ります。

農業用水については、ため池や用水路・排水路などの整備を計画的に推進し、農業用水の安定的な供給を図ります。

農道については、基幹農道や支線農道の整備を計画的に推進し、農作業の効率化や集出荷の迅速化を図ります。

土地改良区が管理する農業用施設や農村公園については、農業者と行政の協働による適正な維持管理を推進します。

2 地域の状況に応じた農業の課題解決を促進します。

◆「人・農地プラン」の活用

地域の「人」と「農地」を一体的に解決するための「安中地区プラン」「松井田地区プラン」「小日向地区プラン」を推進するとともに、地域の実情に応じた見直しを行います。また、見直しにあたっては、農地中間管理機構の活用を検討します。

3 農業生産体制の整備を推進します。

◆担い手の確保・育成

意欲ある農業者や経営体に対して、関係機関と連携して経営・技術研修を積極的に開催するなどの支援を行い、担い手の育成・確保に努めます。

◆集落営農体制の確立

地域の状況に即した農作業の受委託、農地の流動化などを促進し、農地の合理的利用と農業機械の効率的利用による集落ぐるみの生産体制の確立を推進します。

◆新規就農者の確保・育成

農業の魅力や可能性についての情報発信に努め、新たな就農者の確保とその育成を図ります。

◆6次産業化・地産地消の推進

生産と加工・販売の一体化や新たな産業の創出などの6次産業化による農林産物の高付加価値化や、農林産物の地産地消を推進し、農林業従事者の所得向上や経営規模の拡大を図ります。

◆養蚕業の振興

養蚕農家の確保・育成や技術の継承、繭の販路開拓や独自の製品開発など、養蚕業の振興に向けた検討を推進します。

4 遊休農地の活用を促進します。

◆遊休農地の把握と活用の促進

農業委員会等との連携により、遊休農地の把握と、その所有者の意向の把握に努めるとともに、再生可能な遊休農地の活用を促進します。

市民の役割

- ▶ 地域の農業に関心を持ち、活用します。
- ▶ 「人・農地プラン」検討会へ積極的に参加します。
- ▶ 遊休農地の解消に努めます。

関連する計画・指針等

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想【計画期間：平成28～32年度】
- ・人・農地プラン（「安中地区プラン」「松井田地区プラン」「小日向地区プラン」）

産業・雇用

基本目標 5

地域資源を活かした、にぎわいと活力のあるまち

5-2

林業の振興・鳥獣被害対策の推進

10年後の 目指す姿

- 民有林の計画的な整備が進んでいます。
- 有害鳥獣対策のための人材が確保され、鳥獣被害が減少しています。

5年間の 取組の方針

- 林地台帳の整備を推進します。
- 森林経営計画の策定を促進します。
- 鳥獣被害防止対策協議会を中心とした施策の充実を図ります。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
森林経営計画面積 <small>(計画的な経営がされている森林の状況を測る指標)</small>	森林法に基づく計画認定面積	312ha	350ha	400ha
農林業鳥獣被害額	群馬県野生鳥獣による森林被害・農作物の被害状況調査	(H28 年度) 14,042 千円	12,000 千円	10,000 千円

現状と課題

- 市域の 4 割以上を占める山林の半分以上が私有林（民有林）であり、それらでは境界や土地所有者などが不明確な箇所が多く、森林整備の大きな障害となっていることから、林地台帳を整備し、林地境界等の明確化を推進することが必要です。また、計画的な森林施業と適切な森林の保護を推進するためには、森林経営計画の策定を森林所有者・経営者に促すことが必要です。
- 野生動物による農業被害が深刻化しており、近年では地域での安全な暮らしにも影響が及んでいます。このような状況に迅速に対応するとともに、野生動物との共生を見据えた対策が必要です。
- 本市では、平成 29 (2017) 年、有害鳥獣被害対策を推進するための安中市鳥獣被害防止対策協議会を設立し、「安中市鳥獣被害防止計画」に基づく総合的な対策のための体制を整備しています。

施策展開の方向

1 計画的で効率的な森林整備を促進します。

◆林地台帳の整備

民有林の境界や土地所有者などを明確化する林地台帳の整備を推進し、森林整備や木材の安定供給を図ります。

◆森林経営計画の策定促進

計画的な森林施業と適切な森林の保護を推進するとともに、効果的な交付金・補助金の活用を踏まえた森林経営計画の策定を森林所有者・経営者に促します。

2 野生動物との共生を見据えた有害鳥獣対策を推進します。

◆有害鳥獣対策の充実

野生動物による農業被害を防止し、安心して暮らせるよう、鳥獣被害防止対策協議会を中心とした計画的な取組を推進し、有害鳥獣対策の充実を図ります。また、市民による被害防除の一策としてワナ猟免許取得を支援し、活用を促進します。

市民の役割

- ▶ 地域の林業に関心を持ち、活用します。
- ▶ 林地台帳の整備に協力します。
- ▶ 地域ぐるみで行う鳥獣被害防止のための捕獲や防除に協力します。

関連する計画・指針等

- ・安中市鳥獣被害防止計画【計画期間：平成 28～30 年度】

5-3

商工業の振興

10年後の
目指す姿

- 中小企業や商店などの経営強化が進んでいます。
- 市の特性を活かした産業振興が図られています。
- 企業進出や創業が盛んで、市内事業者による新技術や新製品の開発が進んでいます。

5年間の
取組の方針

- 中小企業や商店を対象とする支援を継続的に推進します。
- 市民と行政の協働イベントなどを活用した集客力の向上に努めます。
- 工業振興や企業誘致の推進体制の整備と計画化を推進します。
- 市内事業者による新技術や新製品の開発を促進するとともに、創業者への支援を推進します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
商品販売額 <small>〔商業全体の事業規模を測る指標〕</small>	経済産業省商業統計調査	(H26 年度) 53,450 百万円	56,000 百万円	60,000 百万円
製造品出荷額等 <small>〔製造業全体の事業規模を測る指標〕</small>	経済産業省工業統計調査等	(H26 年度) 275,300 百万円	285,000 百万円	290,000 百万円
「ぐんま新技術・新製品開発推進補助金」件数	市内事業者の累計件数	(H28 年度) 6 件	11 件	15 件
創業資金融資件数 <small>(創業件数を測る指標)</small>	創業資金融資制度の活用件数	(H28 年度) 8 件	10 件	13 件
市外からの進出企業数	企業誘致奨励金の交付企業数 (市外)	(H29 年度) 0 企業	1 企業	2 企業

現状と課題

- ・本市では、旧安中市、旧松井田町それぞれの中心市街地などに商店街が形成されています。しかし、商店街を形成する個人商店では、経営者の高齢化や後継者の不在、大型店舗の郊外への進出などの影響による廃業が増加しており、商業環境の維持が難しくなっています。
- ・本市の工業は、化学工業を中心とする製造業が基幹産業となっており、本市の経済や雇用を支えています。地域経済の持続的発展だけでなく、人口減少が進行する中で、移住・定住を促進するためにも、新産業の創出を含む工業振興や企業誘致はたいへん重要です。しかし、その推進のための対策は十分ではなく、企業誘致のための十分な造成地も確保も難しい状況にあります。
- ・起業・創業者や新分野の進出者は、地域経済に新たな活力をもたらす重要な存在となります。しかし、それらを支援・育成する体制整備も十分とはいせず、効果的な支援体制の整備が必要となっています。

施策展開の方向

1 商業の振興を図ります。

◆商業環境の整備

店舗等改装時の工事費用補助事業の継続を検討するなど、商業者の支援と買い物環境の維持・改善を図ります。また、商店街の空き店舗の有効利用や魅力的な買い物環境の創出を推進します。

◆集客力向上の取組支援

商店街等の組織による主体的かつ持続的なイベントの開催や、集客力向上のための新たな取組の支援を推進します。

◆商工会の強化

商工会との連携を強化し、商業者等の経営安定やにぎわいの創出を図ります。

2 工業の振興を図ります。

◆工業振興・企業誘致に向けた計画策定と対策の推進

工業振興と市内企業への支援の拡充、企業誘致推進のための計画を策定し、効率的かつ効果的な取組につなげます。

◆工業団地の整備検討

社会経済情勢や事業者のニーズを踏まえ、工業団地の計画的な整備を検討します。

◆優良企業の誘致

交通利便性等の地域特性を活かし、優良企業の誘致を積極的に推進します。

3 新たな活力への支援を推進します。

◆新技術・新製品の開発促進

市内事業者による新技術・新製品の開発やその活用の支援を推進します。

◆起業・創業支援の推進

市内での起業・創業の支援を推進するとともに、「あんなか創業支援ネットワーク」をはじめ、起業・創業の支援に取り組む関係機関との連携を図ります。また、創業資金として受けける融資の利子補助事業等により、創業時の負担軽減と創業促進を図ります。

◆新しい産業の創出

民間企業やさまざまな機関・団体と行政の協働により、本市の特性や既存産業を活かした新たな産業の創出に取り組みます。

◆中小企業の経営基盤の強化

事業者の運転資金・設備資金の融資や利子補給を継続的に実施し、経営基盤の強化を支援します。

市民の役割

- ▶ 地域経済を支える商工業に関心を持ちます。
- ▶ 買い物やサービスはできるだけ市内事業者を利用します。

5-4

観光の振興

10 年後の
目指す姿

- 「何度でも行ってみたい」観光周遊ルートが構築されています。
- 磐部温泉や秋間梅林、鉄道文化むら、碓氷峠鉄道施設、安政遠足侍マラソン大会、蚕糸産業施設等を核とした滞在型観光の充実が進んでいます。
- 「住んでよし・訪れてよし」の地域づくりが進んでいます。
- DMO^{※1}事業やロケーションサービス^{※2}事業の全国展開を図ります。
- 広域観光連携の強化を図ります。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29 年度)	中間目標値 (H34 年度)	最終目標値 (H38 年度)
観光客数 <small>(磐部温泉、秋間梅林、鉄道文化むら、恵みの湯、峠の湯ほか 市内 16 か所)</small>	各観光施設等の延べ入場者数の合計	1,393 千人	1,620 千人	1,800 千人

現状と課題

- ・隣接する富岡市の富岡製糸場の世界遺産登録は、本市の観光に多大な影響を及ぼしており、観光圏として広域的な連携を図ることが求められています。
- ・本市には、磐部温泉や秋間梅林、鉄道文化むら、碓氷峠鉄道施設、安政遠足侍マラソン大会、蚕糸産業施設等、多くの観光資源がありますが、その魅力を見直し、活用につなげることが急務となっています。
- ・(一社) 安中市観光機構を窓口とした観光振興 (DMO 事業) やロケーションサービス事業等が推進されており、今後はその全国的な事業展開が必要です。
- ・観光地としての魅力向上や、本市での滞留時間や滞在日数の延伸を図るために、周辺自治体との広域的な観光連携が必要です。本市では富岡市・長野県軽井沢町との 2 市 1 町の観光連携協議会による県境を越えた広域連携を推進しており、各地に所在する歴史的文化遺産をつなぐ観光ネットワークの構築に取り組んでいます。これにより、地域の特性を活かしたより魅力的な観光ルートの設定や広報に取り組むことが必要です。

施策展開の方向

1 地域資源を磨き直し、観光振興につなげます。

◆市民による地域活性化

市民総動による地域の観光資源の磨き直しや地域振興の検討などを促進し、地域活性化による観光振興を図ります。

◆歴史的文化遺産観光ネットワークの再構築

広域的な観光連携を強化し、市内外の歴史的文化遺産を観光資源として活用する広域的なネットワークの見直しと再構築を推進します。

◆おもてなし・受け入れ体制の充実

観光ボランティアガイドの育成と活用を推進し、観光客ニーズの多様化や、望まれるサービスレベルの高度化、インバウンド^{※3}に対応できる体制の充実を図ります。

◆「安中ブランド」の創出

市民や産業界、近隣市町村等との連携により、本市の魅力を高める新たなイメージの構築を図るとともに、温泉マークの発祥地とされる磯部温泉や秋間梅林、鉄道文化むら、めがね橋などの碓氷峠鉄道施設、日本最古のマラソンをモチーフとした安政遠足侍マラソン大会、絹産業の地域文化を継承する蚕糸産業施設など、「安中市ならでは」の観光資源の価値や評価を高め、「安中ブランド」の創出を図ります。

2 観光基盤の充実と強化を図ります。

◆観光基盤の維持管理

既存の施設・設備等を総合的に見直し、効率的かつ効果的な維持管理を推進します。

◆観光情報発信の強化

市民による情報発信が活かせる観光情報の提供方法を検討します。また、さまざまな技術や媒体を活用した情報発信の強化を図ります。

◆道の駅の整備検討

市内の特産品の販売や紹介、観光情報等の発信、防災等の多様な機能の拠点となる道の駅の整備検討を推進します。

市民の役割

- ▶ 身近な観光振興に関心を持ち、積極的に情報を発信します。
- ▶ 地域活性化の取組に積極的に参加します。

※1 DMO (Destination Management／Marketing Organization)：官民協働型観光推進体制。観光庁による日本版DMOは「地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人」とされている。本市は、平成28(2016)年9月に観光地域づくりを推進する組織（日本版DMO）の推進母体として安中市観光協会を法人化し、「一般社団法人安中市観光機構」を設立。

※2 ロケーションサービス事業：本市は、市内での映画やドラマ等の撮影を支援する組織として、平成28(2016)年10月に「群馬あんなかロケーションサービス」を設立。

※3 インバウンド (Inbound)：外国人旅行者の自国への誘致。日本においては、海外から日本へ来る観光客（訪日外国人旅行者）を指す。

5-5

雇用対策の推進

10年後の
目指す姿

- 安定した雇用と良好な労働環境が維持されています。
- 若い世代のUターン・Iターン者が増えています。

5年間の
取組の方針

- 企業・事業所の生産性と従業員の知識や能力の向上を支援します。

まちづくりの目標

指標名	把握方法	現在値 (H29年度)	中間目標値 (H34年度)	最終目標値 (H38年度)
有効求人倍率	安中職業安定所調べ（4月期）	0.96倍	1.10倍	1.20倍
勤労者住宅建設利子補給件数 〔勤労者の市内定住支援の状況を測る指標〕	新規交付件数	(H28年度) 80件	90件	100件

現状と課題

- ・近年、大企業では景況感に回復の動きが見られますが、地方の中小企業までその動きが十分に波及しているとはいえません。そのような状況の中、若年層が就職時に大都市圏へ転出する傾向が続いていることにより、人口減少や少子化・高齢化の進行に伴う労働力人口の減少と相まって、地域の経済、産業構造、雇用構造に大きな影響を与えています。
- ・若年層等が働きながら育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった充実した日常生活を送るために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に対する市民の理解や雇用者である企業・事業所等による積極的な取組が必要です。
- ・高齢者や障がい者が地域社会の一員として自らの能力を十分に發揮し、生きがいをもって安心して働くためには、就労環境の整備や勤労者福祉の向上が必要です。

施策展開の方向

1 就労支援の充実を図ります。

◆市内での就労の促進

関係機関との連携強化を図り、市内事業者の雇用を促すとともに、その紹介や情報提供を推進し、若年層等の市内での就労を促進します。

◆職業能力の開発促進

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による生産性向上支援訓練の周知を図るとともに、職業能力を高める機会の充実を図ります。

2 仕事と生活の調和の実現を推進します。

◆ワーク・ライフ・バランスの推進

男性の育児・介護等への参画を促進するとともに、労働時間の削減や男性の育児休業取得など、男性中心型の働き方の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業・事業所等に対する働きかけや主体的な取組の支援を推進します。

3 勤労者福祉の充実を図ります。

◆勤労者の市内定住の促進

市内在勤の市民が市内での住居建設時に融資を受ける場合の利子補給制度の周知に努め、市内への定住の促進を図ります。

◆誰もがやりがいをもって働く環境づくりの促進

女性や高齢者、障がい者など、誰もが自分の能力を活かし、やりがいをもって働く環境づくりを促進します。また、関係機関との連携強化を図り、引きこもりなど、社会的な困難を抱える若い世代等の就労を促進します。

市民の役割

- ▶ 自分に合った就労ができるよう職業能力の向上に努めます。
- ▶ 家庭と仕事のバランスがとれた生活を実践します。
- ▶ 働きやすい職場環境づくりに努めます。

